

2026年度士幌町自家消費型太陽光発電設備等導入補助金制度

よくあるご質問 Q&A

1. 用語について	1
Q1 「自家消費型太陽光発電」とは何ですか？	1
Q2 「定置用蓄電池」とは何ですか？	1
Q3 「エネルギーマネジメントシステム(EMS)」とは何ですか？	2
Q4 「高効率給湯器」とは何ですか？	2
Q5 「ソーラーカーポート」とは何ですか？	3
Q6 「FIT・FIP 制度」とは何ですか？	3
Q7 「PPA モデル」とは何ですか？	3
2. 補助金について	5
Q1 この補助金の目的は何ですか？	5
Q2 申請から補助金交付までの流れについて教えてください。.....	5
Q3 申請書の提出窓口はどちらになりますか？	6
Q4 この補助事業の期限はいつまでですか？	6
Q5 応募の受付数には上限がありますか？	6
Q6 国の他の補助金との併用は可能ですか？	6
3. 補助対象について	7
Q1 「個人住宅用」と「事業者用」の違いを教えてください。.....	7
Q2 補助対象者を教えてください。.....	7

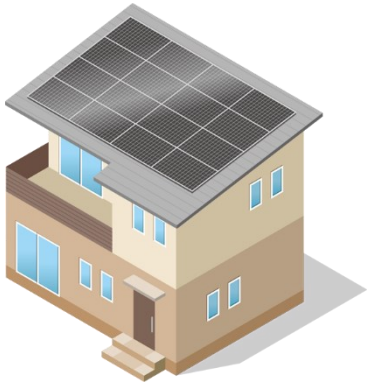
Q3 「町内に住所を有する」とはどのような方を指すのですか？	8
Q4 何度でも申請できますか？	8
Q5 対象機器の増設や入れ替えの場合は申請できますか？	8
Q6 設置後にFIT・FIP制度を取得しようと考えていますが、補助金の活用は可能ですか？	8
Q7 リースやPPAモデルも補助となりますか？	8
Q8 譲り受けた機器等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？	8
Q9 消費税は補助対象経費に含まれますか？	8
Q10 町外に居住していますが、土幌町へ転居予定です。補助金は利用できますか？	8
Q11 中古住宅(事務所)や新築の分譲マンション等にすでに機器が設置されていますが、補助の対象となりますか？	9
Q12 店舗兼住宅に対象機器の設置を行う場合はどうしたらいいですか？	9
Q13 酪農家です。住宅・事務所・牛舎、それぞれ棟が分かれています。太陽光発電設備1基を設置し、3棟に配電したい場合はどうしたらいいですか？	9
Q14 大家や管理会社が「アパート」や「マンション」に対象機器の設置を行う場合はどうしたらいいですか？	9
Q15 事業者用の高効率給湯器とはどのようなものが対象になりますか？	9
Q16 高効率給湯器に給湯温水暖房一体型等のものも含まれますか？	9
Q17 太陽光発電設備又は蓄電池のみの申請は可能ですか？	9
Q18 対象機器を購入する場合、町内業者のみが対象ですか？	10
Q19 太陽光パネル(屋根置き・架台設置型)とソーラーカーポートを同時に設置する場合は補助の対象となりますか？	10
Q20 新築住宅と併せて太陽光パネル(屋根置き・架台設置型)を設置する場合は補助の対象になりますか？また、その際の考え方はどのようになりますか？	10
4. 申請について	11
Q1 太陽光発電設備の補助金算定額はどのように計算するのですか？	11
Q2 蓄電池の補助金算定額はどのように計算するのですか？	11

Q3 補助対象となるのは、どのような経費ですか？	12
Q4 補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電設備と蓄電池間を結ぶ配線については、「太陽光発電設備」もしくは「蓄電池」、どちらの経費とすればよいでしょうか？	12
Q5 補助対象と補助対象外のどちらにもかかってくる経費等について、どのように算出すればよいですか？	12
Q6 施工業者による代理申請はできますか？	12
Q7 申請時、また実績報告時に必要な添付書類について教えてください。また、書類はすべて揃えて提出する必要がありますか？	12
Q8 交付申請書、実績報告書等の必要部数を教えてください。	13
Q9 町からの交付決定前に、業者との契約や設置工事を進めてもいいですか？	13
Q10 工事日程や導入する補助対象機器等に変更がある場合どうすればよいですか？	13
Q11 実績報告書の写真はどのようなものが必要ですか？	13
Q12 所定の自家消費率を証明する資料とはどのようなものですか？	13
Q13 工事が遅れて実績報告が2027年2月25日(木)までに間に合わない場合はどうすればよいですか？	13
5. 導入後について	14
Q1 導入後の定期報告とはどのようなものですか？	14
Q2 FIT・FIP制度の認定は不可能とのことですが、認定を受けない通常の売電も禁止されるのでしょうか。	14
Q3 補助金交付を受けた設備について、処分(廃棄等)制限・期限はありますか？	14
Q4 各設備の寿命はどれくらいですか？	14
Q5 住宅を売却し、転出(転居)・移転します。設備はどうしたら良いですか？	14
Q6 災害(雷・ひょう・洪水・火災等)により太陽光パネルが破損しました。修理が不可能なため処分したいのですが。	15

1. 用語について

Q1 「自家消費型太陽光発電」とは何ですか？

太陽光で発電した電気を電力会社に売らずに、企業や個人が自分で利用することを指します。なお、本補助金では、**発電量の一定以上(30%以上)を自家消費することが要件**となります。ただし、**事業者用については、30%以上の自家消費と合わせて発電量の50%以上を道内の需要家が消費することが要件**となります。



天候に左右される部分もありますが、太陽の光、太陽光エネルギーは無尽蔵であり、発電時にCO₂等の大気汚染物質を排出しないクリーンなエネルギーであるとともに、くり返し使えて枯渇せず再生できる「再生可能エネルギー」として注目されています。

Q2 「定置用蓄電池」とは何ですか？

蓄電池とは、太陽光発電等で発電した電気を蓄えておくことができるシステムで、携帯用と定置用があります。定置用は一般家庭や事務所等に設置する大容量のもので、電化製品等にも利用可能です。

なお、本補助金では、**新規で設置する太陽光発電設備とあわせて設置し、平常時にも充放電を繰り返し行う「定置用」機器が対象で、停電時のみに利用する非常用予備電源は補助対象となりません。**

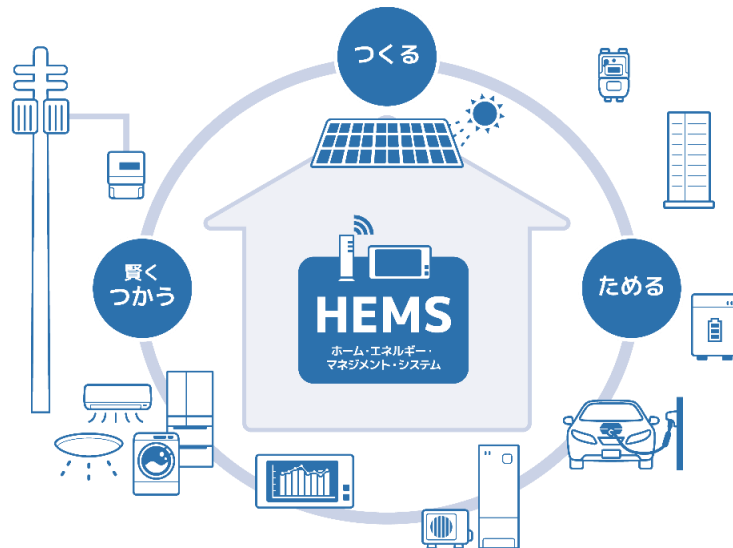


雨天・夜間に蓄えた電気の自家消費が可能です。

Q3 「エネルギー管理システム(EMS)」とは何ですか？

エネルギーの使用状況を見える化し、照明や空調、設備機器の稼働を制御することでエネルギーの運用を最適化するためのシステムです。色々な種類がありますが、一般家庭で使用される EMS は HEMS(ヘムス)と呼ばれています。

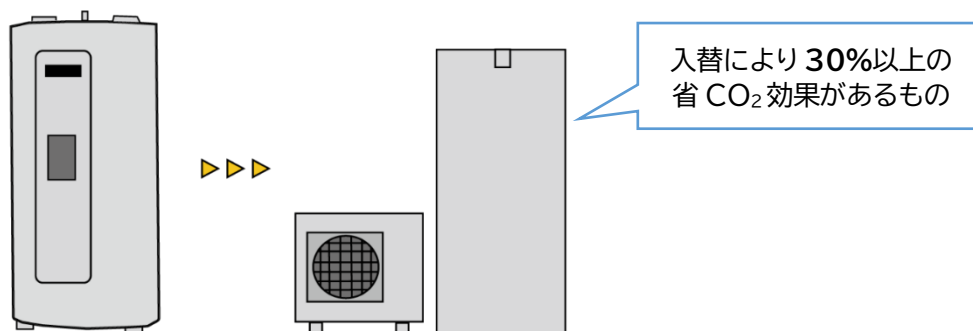
家電や電気設備とつないで、電気やガスなどの使用量をモニター画面などで「見える化」したり、家電機器を「自動制御」したりして、エネルギー使用量を節約することができます。



Q4 「高効率給湯器」とは何ですか？

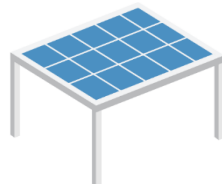
高効率給湯器とは、従来の給湯器よりも少ないエネルギーで効率よくお湯をつくることのできる給湯器のことです。給湯に使用される燃料を削減し、CO₂ の排出量を抑制することができるため、環境保全の面から普及が期待される給湯器です。また、家庭では高い節約効果が期待できます。

なお、本補助金では、**これまで使用していた給湯器を入れ替えるものであり、従来の給湯器等に対して30%以上省 CO₂ 効果が得られることが要件**となります。ただし、**電気温水器から化石燃料(ガス・灯油)を使用した給湯器への入れ替えは対象外**となりますので、ご注意ください。

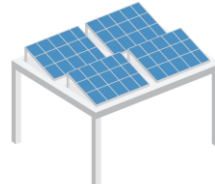


Q5 「ソーラーカーポート」とは何ですか？

カーポートの屋根として太陽光発電パネルを用いるもの(太陽光発電一体型カーポート)、または、カーポートの屋根の上に太陽光発電パネルを設置するもの(太陽光発電搭載型カーポート)を指します。カーポートを設置することで、駐車場の駐車スペースを確保したまま、駐車場の上部空間を有効活用して発電することができます。



太陽光発電一体型
カーポート

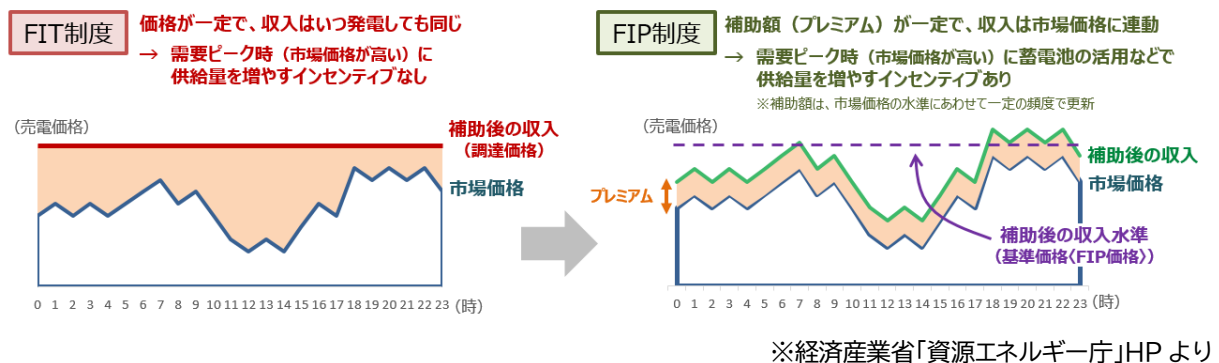


太陽光発電搭載型
カーポート

Q6 「FIT・FIP 制度」とは何ですか？

FIT (固定価格買取制度)とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気の利用者から賦課金という形で集め、高い発電コストを政策的に手当することで、再生可能エネルギーの普及拡大を促進するしくみです。

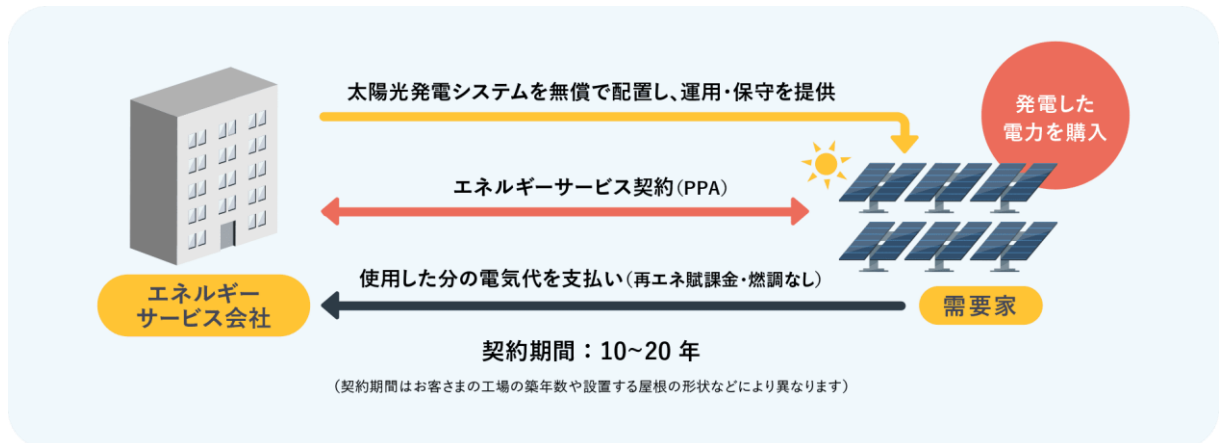
FIP(Feed in Premium)制度とは、再生可能エネルギーを主力電源として活用していくための自立化へのステップとして、電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブが確保されるように支援する制度です。固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電した際に、その売電価格に対して一定のプレミアム(補助額) が上乗せされます。



Q7 「PPA モデル」とは何ですか？

電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれます。初期投資 0 円で発電設備を設置し、その電気を利用することで 電気料金と CO₂ 排出を削減することができるしくみです。設備の所

有は第三者(事業者または別の出資者)が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。



※環境省「再エネスタート」HP より

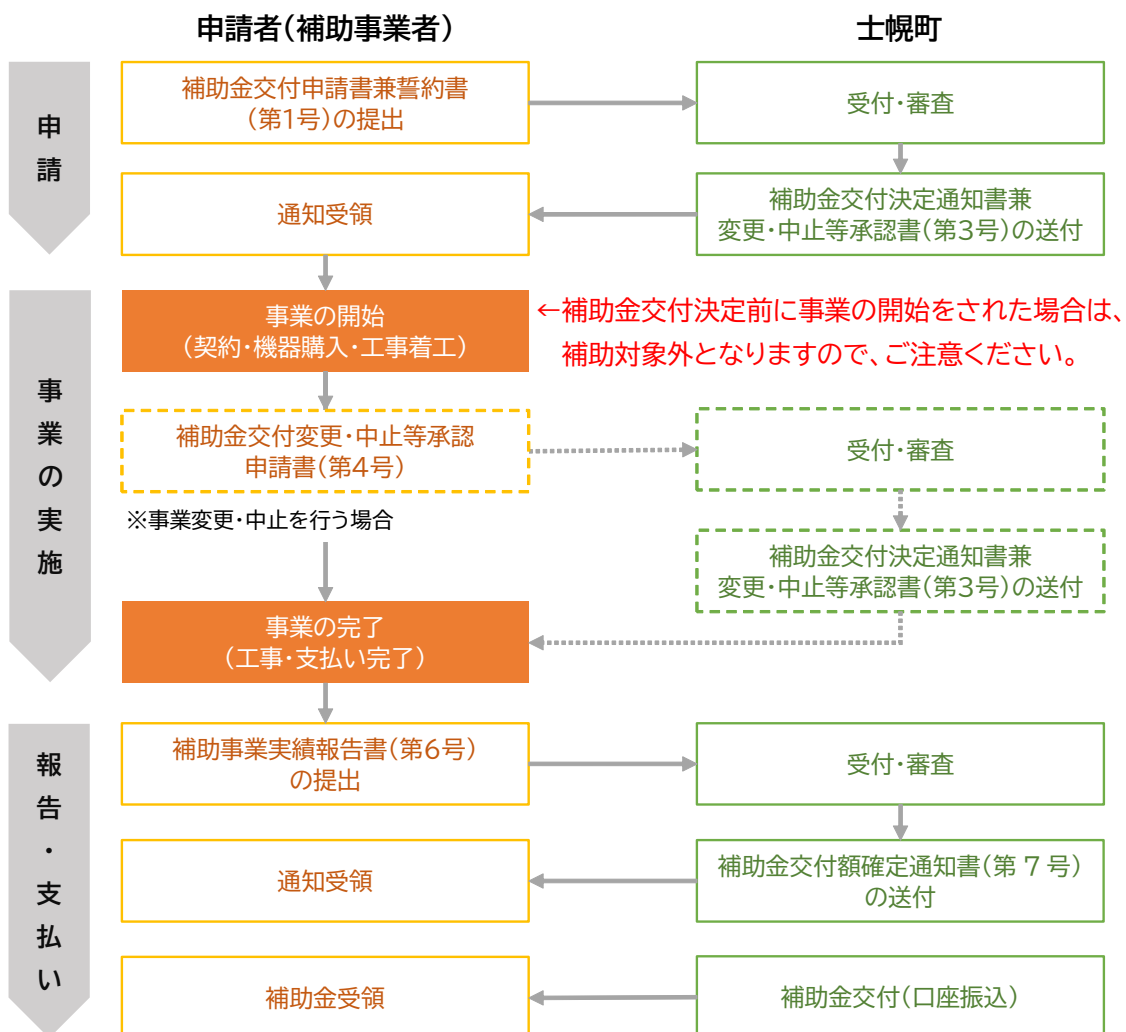
2. 補助金について

Q1 この補助金の目的は何ですか？

2050年のゼロカーボン達成へ向け、太陽光発電設備等の導入に対する補助を行うことで、町内の再生可能エネルギー導入率を高め、CO₂削減やエネルギーの自給自足の確立を目指すものです。なお、本補助金は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用しています。

Q2 申請から補助金交付までの流れについて教えてください。

補助金申請の流れについては、おおまかに下記の通りとなります。詳細については「手引き」や「交付要綱」をご覧ください。



Q3 申請書の提出窓口はどちらになりますか？

「土幌町役場 地域戦略課 ゼロカーボン推進係」が窓口となります。先着順での受付のため、ご面倒ですが役場2階の窓口に直接お越しいただき、提出をお願いします。**郵送や電子メールでの申請は受け付けていません**のでご了承ください。なお、どうしても書類を持参することが難しい場合は、ご相談ください。(TEL:01564-5-5212)

Q4 この補助事業の期限はいつまでですか？

2023年度から2027年度までの5年間の事業実施を予定していますが、今後の状況により期間終了が前後する可能性があります。

Q5 応募の受付数には上限がありますか？

国の交付金を活用するため、毎年度交付できる額は限りがあります。受付した申請より審査・交付決定を行い、**各年度の予算上限に達すると、原則、本年度の募集は終了**しますので、お早めに申請をお願いします。なお、予算に達した場合は、ホームページ等でお知らせします。

Q6 国の他の補助金との併用は可能ですか？

併用できません。

3. 補助対象について

Q1 「個人住宅用」と「事業者用」の違いを教えてください。

本補助制度は、「個人住宅用」と「事業者用」に分かれており、それぞれの定義は下記のとおりです。

【個人住宅用】

個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅又はその所有者及び使用者を対象とします。

【事業者用】

アパート又はマンション(大家・管理会社等の貸主)、事務所、店舗、工場、研究所及び畜舎等、個人住宅用以外の建物(個人住宅用を併用し、又は兼用する場合を含む。)又はその所有者及び使用者を対象とします。

Q2 補助対象者を教えてください。

【個人住宅用】

土幌町内の住宅等に対象機器を新設(対象機器の設置された住宅等を購入)し、次の(1)～(3)すべてに該当する個人を対象とします。

- (1) 土幌町内に住所を有している(実績報告書を提出するときまでに土幌町に転入する)こと。
- (2) 土幌町税(転入予定の方は、現に住所を有する市区町村の市区町村税)を滞納していないこと。
- (3) 自己が所有しない住宅等に対象機器を設置する場合は、当該住宅等の所有者の承諾を得ていること。

【事業者用】

土幌町内の事業所等に対象機器を新設(対象機器の設置された事業所等を購入)し、次の(1)、(2)のいずれにも該当する事業者を対象とします。

- (1) 土幌町税(土幌町以外の方は、現に住所を有する市区町村の市区町村税)を滞納していないこと。
- (2) 自己が所有しない事業所等に対象機器を設置する場合は、当該事業所等の所有者の承諾を得ていること。

Q3 「町内に住所を有する」とはどのような方を指すのですか？

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により土幌町の住民基本台帳に記録されている方とします。

Q4 何度でも申請できますか？

本補助事業による補助金交付は対象機器ごとに年度1回限りとし、年度内に複数回の申請はできませんが、事業者は申請可能な場合もありますので、ご相談ください。

Q5 対象機器の増設や入れ替えの場合は申請できますか？

太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネジメントシステムについては、増設・入れ替えは対象外となります。なお、高効率給湯器については、これまで使用していた従来型の給湯器を入れ替えることが要件となります。

Q6 設置後にFIT・FIP制度を取得しようと考えていますが、補助金の活用は可能ですか？

補助を受けることはできません。

Q7 リースやPPAモデルも補助となりますか？

補助を受けることはできません。購入品が対象となります。

Q8 譲り受けた機器等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？

補助を受けることはできません。未使用かつ購入品が対象となります。

Q9 消費税は補助対象経費に含まれますか？

含まれません。

Q10 町外に居住していますが、土幌町へ転居予定です。補助金は利用できますか？

実績報告書の提出時点までに、土幌町へ転入することを条件に申請が可能です。

Q11 中古住宅(事務所)や新築の分譲マンション等にすでに機器が設置されていますが、補助の対象となりますか？

補助対象になりません。中古住宅(事務所)の場合、新たに設置したものであれば対象となります。また、新築分譲マンションの場合は、標準装備として設置されていることとなり、補助対象になりません。

Q12 店舗兼住宅に対象機器の設置を行う場合はどうしたらいいですか？

店舗兼用住宅(建物内で行き来ができる)、店舗併用住宅(建物内で行き来ができない)とも「個人住宅用」ではなく「事業者用」で申請してください。

Q13 酪農家です。住宅・事務所・牛舎、それぞれ棟が分かれています。太陽光発電設備1基を設置し、3棟に配電したい場合はどうしたらいいですか？

「個人住宅用」ではなく「事業者用」として、まとめて申請してください。

Q14 大家や管理会社が「アパート」や「マンション」に対象機器の設置を行う場合はどうしたらいいですか？

大家・管理会社等の貸主側が設置する場合の「アパート」や「マンション」については「事業者用」として申請してください。

Q15 事業者用の高効率給湯器とはどのようなものが対象になりますか？

事業者は、アパート・マンションおよびそれに類する集合型の住宅に家庭用高効率給湯器を入れ替える場合対象となります。

Q16 高効率給湯器に給湯温水暖房一体型等のものも含まれますか？

従来の機器に対して30%以上の省CO₂効果が得られるものであれば対象となります。その場合、省CO₂効果を証明する書類等を併せて提出してください。なお、床暖房機能があるものは対象外となりますので、ご注意ください。

Q17 太陽光発電設備又は蓄電池のみの申請は可能ですか？

太陽光発電設備のみの申請は可能ですが、本補助事業では蓄電池は新規で設置する太陽光発電設備に付帯する場合のみ補助対象となります。

なお、蓄電池のみの導入については、卒FIT(固定買取価格買取の終了)を迎えた個人又は事業者を対象に土幌町単独補助事業で対応いたしますので、詳細については、役場地域戦略課ゼロカーボン推進係(TEL:01564-5-5212)までお問い合わせください。

Q18 対象機器を購入する場合、町内業者のみが対象ですか？

町内業者及び町内業者を含む共同企業体が対象となります。なお、新築・建て売り住宅等で、太陽光発電設備等がセットとなっているものは、町外業者でも認められます。

Q19 太陽光パネル(屋根置き・架台設置型)とソーラーカーポートを同時に設置する場合は補助の対象となりますか？

補助対象となります。ただし、共通で使用する設備はソーラーカーポートの補助対象経費に含めることはできませんので、ご注意ください。

Q20 新築住宅と併せて太陽光パネル(屋根置き・架台設置型)を設置する場合は補助の対象になりますか？また、その際の考え方はどのようになりますか？

新築住宅と併せて太陽光パネル(屋根置き・架台設置型)を設置する場合においても、補助の対象となります。

なお、上記の取扱いについては、詳細確認が必要となりますので、ご検討の場合は担当係まで連絡をお願いいたします。

4. 申請について

Q1 太陽光発電設備の補助金算定額はどのように計算するのですか？

【個人住宅用】 太陽光発電出力×7万円/kW(上限 10kW・70 万円)

【事業者用】 太陽光発電出力×5万円/kW

【ソーラーカーポート】 補助対象経費×1/3

※なお、既存のカーポートへの太陽光パネルの設置については、「太陽光発電出力×7万円/kW(個人住宅用)・5万円/kW(事業者用)」により計算します。

例:個人の住宅に太陽光発電設備(パネル 6.4kW・パワーコンディショナー5.9kW)を導入

1)太陽電池出力の確認

※太陽光発電出力は、太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの出力の合計値の低い方を kW 単位で小数点以下を切り捨てた値。

6.4kW > 5.9kW → 5kW(小数点以下切捨)

2)補助金額算出

5kW×7 万円=350,000 円 → 補助金算定額 350,000 円

Q2 蓄電池の補助金算定額はどのように計算するのですか？

蓄電池の価格(円/ kWh)×1/3 (上限 10kWh・51 万円)

※ただし、15.5 万円/kWh(工事費込み・税抜き)を上限

例1:蓄電池 6kWh を 96万円(工事費込み・税抜き)で導入

1)上限額の確認

6kWh×155,000 円=930,000 円 → 93 万円が上限

2)補助金額算出

930,000×1/3=310,000 円 → 補助金算定額 310,000 円

例2:蓄電池14.90kWh を 230 万円(工事費込み・税抜き)で導入

1)上限額の確認

10kWh(上限)×155,000=1,550,000 円 → 155 万円が上限

2)補助金額算出

1,550,000×1/3=516,666.66…円 → 補助金算定額 510,000 円(上限)

Q3 補助対象となるのは、どのような経費ですか？

基本的には、各対象機器における本体と周辺機器、また設置工事費が補助対象経費となります。なお、補助対象外となる経費の例は次のとおりです。詳細については「手引き」や「交付要綱」の別表第1をご覧ください。

補助対象外経費の例：

- ・停電時のみに使用するオプション設備(全負荷/特定負荷分電盤や切替盤等)費
- ・アスベスト調査費
- ・パワーコンディショナー等の保証料
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用
- ・本補助金申請に係る費用

Q4 補助対象経費のうち、例えば、太陽光発電設備と蓄電池間を結ぶ配線については、「太陽光発電設備」もしくは「蓄電池」、どちらの経費とすればよいでしょうか？

重複はできないため、いずれかの対象機器（計上するのに適切な方の機器）に係る補助対象経費として計上してください。なお、太陽光発電設備と蓄電池の両方に関わる設備については、適切に按分してください。

Q5 補助対象と補助対象外のどちらにもかかってくる経費等について、どのように算出すればよいですか？

共通する経費を除いたうえで、「補助対象経費」と「補助対象外経費」の額（直接工事費）で按分し、共通経費分を計上してください。

Q6 施工業者による代理申請はできますか？

代理申請はできません。申請者本人に提出(役場に持参)いただくこととなりますが、工事内容の確認等については、施工業者に直接問い合わせることがあります。

Q7 申請時、また実績報告時に必要な添付書類について教えてください。また、書類はすべて揃えて提出する必要がありますか？

基本的に、全て揃えていなければ受付できません。必要書類の詳細は「手引き」や「交付要綱」をご覧ください。

Q8 交付申請書、実績報告書等の必要部数を教えてください。

各1部の提出をお願いします。

Q9 町からの交付決定前に、業者との契約や設置工事を進めてもいいですか？

交付決定後に契約や設置工事を行っていただくこととなります。**交付決定前に事業の開始(契約や設置工事)をされた場合は、補助対象外**となりますので、ご注意ください。なお、新築工事と併せて太陽光発電設備を整備・事業申請する場合は、契約後の申請が可能な場合もありますので、ゼロカーボン推進係までご相談ください。

Q10 工事日程や導入する補助対象機器等に変更がある場合どうすればよいですか？

当初提出した交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ変更申請を行い、町より承認を受ける必要がありますので、ご相談ください。

Q11 実績報告書の写真はどのようなものが必要ですか？

対象機器の本体および型番・型式が明確にわかる写真が必要です。詳細は「手引き」15ページをご覧ください。

Q12 所定の自家消費率を証明する資料とはどのようなものですか？

太陽光発電設備を設置して運用開始後、実績報告書提出までの特定の期間の**自家消費率が30%以上であることがわかるデータ(24時間以上)**を提出してください。ただし、事業者用については、自家消費する電力量を含めて**50%以上を道内の需要家が消費していることが確認できる資料も併せて提出**してください。なお、詳細は「手引き」15ページをご覧ください。

Q13 工事が遅れて実績報告が2027年2月25日(木)までに間に合わない場合はどうすればよいですか？

事業が実績報告書の提出期限までに間に合わない場合、**12月4日(金)までに繰越承認申請書(添付書類含む)の提出**をお願いします。なお、繰越が可能な額には上限がありますので、ご注意ください。

5. 導入後について

Q1 導入後の定期報告とはどのようなものですか？

環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した太陽光発電設備の発電量等に関し、町へのデータの提供を行っていただきます。

例)太陽光発電設備の年間利用状況(毎月の発電電力量、毎月の自家消費量、売電量(売電先)等)

Q2 FIT・FIP制度の認定は不可能とのことですが、認定を受けない通常の売電も禁止されるのでしょうか。

法定耐用年数中、禁止されるのはFIT・FIP制度の認定を受けることであり、通常の売電自体は禁止していません。所定の自家消費率(30%以上)を確保したうえで、余剰が発生する場合に、民間企業(アスポでんき等)へ売却することは可能です。

Q3 補助金交付を受けた設備について、処分(廃棄等)制限・期限はありますか？

法定耐用年数に基づきます。2026年4月現在の法定耐用年数において、**設置日から起算して太陽光発電設備は17年、ソーラーカーポートは15年、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム、高効率給湯器は6年が処分制限期間となり、その間は廃棄や譲渡等の処分はできません**のでご注意ください。なお、状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各設置対象者が各設備を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

やむを得ず処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただくことになります。また、**理由により補助金を返還いただく可能性**もあります。

Q4 各設備の寿命はどれくらいですか？

法定耐用年数とは異なり、太陽光パネルの寿命は各メーカーとも概ね20年以上を保証しており、パワーコンディショナー(太陽光パネルで発電した電気を、家庭で使用できる電力に変換する装置)は10~15年と言われています。また、蓄電池は、リチウムイオン電池では15~20年程度と言われています。定期点検・メーカーの精密点検もあります。詳しくはメーカーのホームページ等をご確認ください。

Q5 住宅を売却し、転出(転居)・移転します。設備はどうしたら良いですか？

設備の経過年数や処分理由等により異なります。**場合により補助金を返還いただく可能性**もあります。

Q6 災害(雷・ひょう・洪水・火災等)により太陽光パネルが破損しました。修理が不可能なため処分したいのですが。

状況により対応が異なりますので、役場地域戦略課ゼロカーボン推進係(TEL:01564-5-5212)までお問い合わせください。